

平成 26 年 5 月 31 日

松山市長 野志克仁様

「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」罰則付加の要望書

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

URL: <http://www.justmystage.com/home/uen2010ehime/index.html>

会長 豊田茂樹

〒791-1501 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地

TEL 0892-56-0908 FAX 0892-50-1650

e-mail [nosmoke\\_mikawa@utopia.ocn.ne.jp](mailto:nosmoke_mikawa@utopia.ocn.ne.jp)

謹啓、商店街の活性化に日々努めておられることと存じ上げます。私ども禁煙推進の会えひめ（市民団体、県内外会員数 200 名）では世界禁煙デーに合わせて毎年大街道・銀天街での路上喫煙禁止を求めてプラカード、シュプレヒコールなどによるパレードを行なって参りました。また新聞への投書などでも路上喫煙に対する罰則規定を条例化するよう活動を行っております。松山市からの回答は、「喫煙者と非喫煙者の双方の権利を守り・・・」「ポイ捨ては禁止している」「定期的に清掃しているから問題はない・・・」の繰り返しですが、これは実態を把握していない言葉であります。大街道・銀天街を歩いていますと、大勢の歩行者の中には歩きながら喫煙している人を少なからず見かけます。また吸い殻も多く捨てられています。

受動喫煙は今や世界的にも大きな問題となっており、WHO（世界保健機関）が中心となって規制を強力に推し進めているところでもあります。松山市でもっとも人が集まる大街道・銀天街を路上喫煙禁止にすることによって、受動喫煙が大幅に減少し、安心してショッピングが楽しめる地区になると思われまます。これは喫煙者のマナーに頼ってはいない実効性がないことは東京都千代田区や他の自治体の前例からも明白です。

どうぞご理解をいただき、条例対象地区に於ける罰則付加に向けて、前向きにご検討をいただきたく要望をいたします。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)